

資料2
(議案第128号関係)

令和5年12月13日
総務企画常任委員会資料
税務部国保医療年金課

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第五十六条の八十九第四項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>一 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第六十条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第二十四条の三十の五に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>三月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」</u>という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>二 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第六十一条の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p><u>保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>三 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第百六十三条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>四 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第百六十四条の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>五 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第百六十六条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>六 <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第百六十七条の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第百八十五条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>一 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）</u></p> <p><u>二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>三 出産の予定日</u></p> <p><u>四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>五 その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>一 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>二 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>三 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第一項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第一項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	